

JSCA構造設計賠償保険制度

Q & A

(回答者:株式会社損害保険ジャパン)

Q 1 元請の設計事務所(A)が「建築家賠償保険」に加入していれば、構造設計事務所(B)は、この保険に加入しなくてもいいのではないですか?

A 1 構造設計事務所(B)が行った構造設計について、元請事務所(A)が賠償請求を受けたときは、まず最初に元請事務所(A)が賠償請求に応じて支払いますが(建築家賠償保険で補償対象となる場合は、保険で対応します)、その後、構造設計事務所(B)に求償を求めてくる(保険で対応した場合は、保険会社が求償します)のが一般的です。

*元請事務所(A)が保険に加入していないor賠償能力が不十分の場合は、施主から直接、構造設計事務所(B)に賠償請求される場合もあります。

→よって、ご自身で行った「構造設計」に対する賠償事故に対する備えは、ご自身で備えておく必要があると思われます。

Q 2 既存の建築家賠償責任保険との補償に違いはあるか?

A 2 下図のとおり、JSCAの構造設計賠償保険は「構造設計に限定していること」

「構造基準未達の損害賠償を補償できること(滅失・損傷の発生を問わない)」

「設備設計の機能的不具合による損害賠償を補償しないこと」が主な特徴としてあげられます。

補償内容の主な比較(建築家賠償保険)

補償事項	団体名	団体A	団体B	JSCA
構造設計に起因しない滅失・損傷		○	○	×
構造設計に起因する滅失・損傷		○	○	○
設備設計に起因する機能的不具合		○	○	×
構造基準未達に起因する損害賠償		×	△ (注1)	○
耐震診断等での第三者損害賠償		×	×	△ (注2)

(注1)構造基準未達の補償は任意オプションでの導入(10/4/1より)

(注2)耐震診断等に係わる建物調査における第三者への損害賠償は任意オプションでの加入

Q 3 「構造基準未達」とはどういう状態をいうのか?

A 3 建築基準法20条に規定する「1,2,3号建築物」について、建築基準法20条に規定する「構造基準」を満たさない状態をいいます。

よって、主に以下の場合には補償対象外となります。

「4号建築物(小規模な建築物)」

「建築基準法20条の構造基準規定は満たしているが、施主からの依頼で求められた基準を満たしていない場合」

「建築基準法20条の構造基準規定は満たしているが、都道府県の条例に規定された基準を満たしていない場合」

Q 4 地震によって判明した「構造設計ミス」は補償されるのか？

A 4 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じたものは補償の対象とはなりません。

Q 5 JSCA会員でなくてもこの保険に加入できるか？

A 5 以下のいずれかの条件を満たす一級建築士事務所が加入できます。(個人では加入できません)

- ・ JSCA正会員が代表権を持つ法人としての設計事務所
 - ・ JSCA正会員が管理建築士である設計事務所
 - ・ JSCA正会員が構造設計部門の責任者である設計事務所
- * 設計事務所全体でも支店単位(支店単位での「構造設計料および監理料」が把握できることが必要です)でもどちらでもご加入できます。
- * 実際に構造設計を実施した業務が補償対象となりますので、いわゆる「代願などの名義貸し」は補償対象とはなりません。

Q 6 保険料算出にあたって、「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」を申告するようになっていますが、決算資料などの根拠資料を添付・提出する必要がありますか？

A 6 ご加入時には決算資料などの根拠資料を添付・提出いただく必要はありませんが、事故発生時には契約申し込み時に使用された「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」に関する根拠資料を提出いただく場合があります。

- * 「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」はお申し込み時に把握が可能な決算数値(税込み)などをもとに自己申告いただきます。(日本国内に建築された建築物の「構造設計料および監理料」で協力事務所に発注した分も含みます。)
- * お申し込み時において使用いただく「構造設計料および監理料」「建物調査にかかわる売上高」が実態と異なり低い場合、事故の際に保険金がお支払いできないことや削減されることがありますので、ご注意ください。

Q 7 事故が発生した場合、保険適用の有無とその範囲・金額などはどこで判断するのか？

A 7 引受保険会社で設置する「構造設計賠償保険審議会(構造設計者、弁護士、保険会社などで構成される)」で審議のうえ、公正かつ適正に決定します。

Q 8 事故が発生した場合、保険会社またはJSCAで示談交渉してくれるのか？

A 8 本保険では、保険の対象となる方の代わりに示談交渉を行うことはできません。

事故が発生した場合は、引受保険会社に相談いただきながら、ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。

Q 9 被害者に支払った見舞金や、訴訟となった場合の弁護士費用は補償されるのか？

A 9 本保険では、「法律上の損害賠償金」だけでなく、引受保険会社の承認を得て支出したものに限り、訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士報酬も補償対象となります。ただし、法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などは補償の対象とはなりません。

Q10 保険料水準は？

A10 免責金額100万円、損害てん補割合90%とした場合のおおよその保険料水準は以下のとおりです。年間設計料・補償限度額によって保険料は異なりますので、以下HPもしくはパンフレットにて保険料を試算してください。
→「<http://jsca-kenbai.jp/>」

年間保険料水準		補償限度額		
		1億円	3億円	5億円
構造設計料・ 監理料	5,000万円以下	約20万円	約30万円	約35万円
	1億円	約35万円	約48万円	約50万円
	3億円	約100万円	約140万円	約145万円

Q11 既存の他の建築家賠償保険に加入しているが、JSCA保険に切り替えた場合、補償は継続できるのか？

A11 既存の建築賠償保険に加入していた場合には、その補償内容に関する権利を本保険に継続することが可能です。この際に加入者は「既存の保険の保険証券、加入者証」「引受保険会社指定の告知書」などが必要となりますが、付加的な費用は発生しません。（なお、告知いただく内容によっては、本保険に加入できない場合があります。また、告知いただいた内容が事実と異なる場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。）
ただし、構造基準未達補償部分は、今回新たに追加されるため、JSCA保険契約後から適用されます。すなわち、保険始期1年前にさかのぼって引き渡したもから対象となります。
（告知書用紙 → 同封の「建築家賠償責任保険に関する告知書」をご使用ください）

Q12 保険の加入はいつでも可能か？

A12 中途加入は毎月1日が保険始期となり、保険終期は2011年3月1日となります。
（2011年3月以降継続加入する場合は、毎年1年間の継続契約となります。）
加入申込と保険料払込は前月25日が締め切りとなります。

Q13 インターネットではなく、紙面で申し込むことは可能ですか？

A13 紙面でのお申し込みもできます。
以下の「資料請求FAX送信票」にて取扱代理店：建築家会館までFAXをいただくか、お電話にてご連絡ください。
（FAX用紙 → 同封の「資料請求FAX送信票」をご使用ください）

Q14 支店単位で加入することはできますか？

A14 設計事務所全体でも支店単位（支店単位での「構造設計料および監理料」が把握できることが必要です）でもどちらでもご加入できます。

Q15 他の事務所が設計を実施した建物の法適合確認のみを行った場合について、滅失・損傷が生じ、損害の一部の賠償を求められた場合には保険の対象となるのか？

A15 他の事務所が設計を実施した建物の法適合確認のみの業務に関しては、対象となる建物で滅失・損傷が生じた場合に補償されます。法適合確認のみの業務の場合、滅失・損傷がなければ補償はできません。

Q16 保険の対象となる「設計ミス」で、耐震補強工事では対応できずに建て替えとなった場合に補償される費用は？

A16 例としてそれぞれかかった費用が以下の場合

① 設計ミスがあった建物の工事費用：100

② 取り壊し費用：30

③ 建て替えとなった建物の工事費用：110（当初から正しい設計をした場合に必要費用）

→ ④ 上記でかかった費用合計：240（100+30+110）

→ ⑤ 本来施主が負担すべき費用：110（当初から正しい設計をした場合に必要費用）

よって、保険として補償となる費用：130（④：240－⑤：110）となります。（当初から正しい設計をした場合に必要費用については、法律上設計事務所が負担すべき損害賠償責任金額とはならないため補償の対象になりません。）

保険として補償となる費用に構造設計ミスによる過失割合を乗じた額を元に、ご加入のプランに即した内容でお支払いたします。それぞれの費用は個別事案ごとに審査、認定を行います。

Q17 設計ミスで建物（販売店）の完成が遅れたため、販売店の売上が当初の想定よりも少なくなってしまった場合の、営業補償は保険の対象となるのか？

A17 設計ミスとの因果関係が明確であれば補償の対象となる可能性があります。個別事案ごとにご相談ください。

Q18 設計図書を引き渡した日とは？ 具体的にどこの日にちをいうのか？
（バラバラと引き渡した場合、納品書を出さない場合 など）

A18 最初に設計図書を建築設計事務所に引き渡した日とします。納品書等で、日付が確認できない場合は、原則遡及しての保険適用はできません。

Q19 基本設計のみ受注は、損害賠償が生ずることはないと考えられるが、売上高に計上するか？

A19 計上します。賠償責任の発生の可能性によらず、構造設計料および監理料であれば計上します。

Q20 業務が途中で中止になり報酬を清算した場合も損害賠償は生ずることはないと考えられるが売上高についてはどのように考えればよいか？

A20 計上します。賠償責任の発生の可能性によらず、構造設計料および監理料であれば計上します。

Q21 コンサルタント業務は売上高に含めるか？

A21 設計ではないので計上する必要はありません。

Q22 法適合確認業務は売上高に含めるか？

A22 計上します。

Q23 保険の適用に時効はあるか？ 保険に加入し続けたとして、50年、100年後に瑕疵が発覚し損害賠償を請求された場合でも適用されるかどうか？（そもそもそのような期間での損害賠償請求はあり得るか。）

A23 民法上の不法行為責任は最長で行為時より20年であり、50年、100年といった単位での責任は考えにくいです。したがって、設計図書引渡しから20年を経過した後に発見された瑕疵に対しては民事上責任を負わないと解されます。このような事案が発生した場合には個別事案ごとの判断になるためご相談ください。

Q24 法20条の未達について 採用した設計ルートで法20条未達となったが、別の設計ルートで検討したところ20条を満たすことが解った。このような場合の取り扱いは？（ルート1で確認取得したが、計算に瑕疵があり、発覚後ルート3で再計算したところ、OKとなった場合など）

A24 個別事案ごとの判断になります。設計ルート選択の合理性等、審議会にて総合的に判断されます。

Q25 保険料算出のための売上高に誤りがあった場合にペナルティはあるか？

A25 生命保険などの告知義務違反に準じた扱いとなります。告知された売上高に大幅な誤りがあった場合は以下のような対応が考えられます。

- ①告知違反による免責
- ②正規の保険料との誤った保険料との割合で支払う
- ③追加保険料を徴収し、保険金は全額支払う

Q26 建築確認が不要な耐震補強設計において保険は適用されるか？

A26 建築基準法に基づいた構造設計がなされないものは適用外となります。

Q27 設計ミスにより、申請手続きや補修のために工期が延びることによる工事費も保険の対象となるか？

A27 個別事案ごとの判断になります。設計ミスとの因果関係が明確であれば対象となる可能性もあります。

Q28 監理段階での対象は？
施工図の確認ミス、指示ミス等

A28 書面による指示書の作成業務、および書面による施工図の承認業務については対象となります。

Q29 事故を報告する前に損害賠償金を支払ってしまった場合、事後に報告し保険の適用は受けられるか？

A29 事故報告が遅れた場合でも保険の適用は可能です。しかし、「設計事務所がクライアント等の相手側に支払った金額」ではなく、「設計事務所の責任に応じた金額」が支払われます。このように算定額についてトラブルが起こる可能性があるため速やかな事故報告をお願いいたします。